

# 医療資源の少ない地域における訪問看護の充実

## 複数のステーションによる24時間対応体制

- 住み慣れた地域で療養しながら生活を継続することができるよう、複数の訪問看護ステーションが連携して体制を確保した場合の対象地域を、医療資源の少ない地域にも拡大する。

### 現行

#### 【24時間対応体制加算(訪問看護管理療養費)】

##### [算定要件]

特別地域に所在する訪問看護ステーションにおいては、2つの訪問看護ステーションが連携することによって24時間対応体制加算に係る体制にあるものとして、地方厚生(支)局長に届け出た訪問看護ステーションの看護職員(准看護師を除く。)が指定訪問看護を受けようとする者に対して、24時間対応体制加算に係る体制にある旨を説明し、その同意を得た場合に、月1回に限り所定額に加算することも可能とする。



### 改定後

#### 【24時間対応体制加算(訪問看護管理療養費)】

##### [算定要件]

特別地域 **又は医療を提供しているが、医療資源の少ない地域**に所在する訪問看護ステーションにおいては、2つの訪問看護ステーションが連携することによって24時間対応体制加算に係る体制にあるものとして、地方厚生(支)局長に届け出た訪問看護ステーションの看護職員(准看護師を除く。)が指定訪問看護を受けようとする者に対して、24時間対応体制加算に係る体制にある旨を説明し、その同意を得た場合に、月1回に限り所定額に加算することも可能とする。



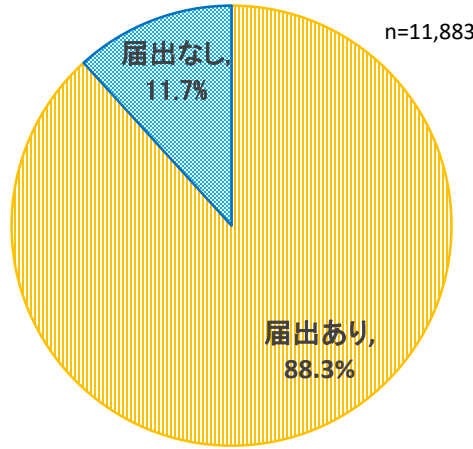
(参考) 特別地域/医療資源の少ない地域に含まれる地域

特別地域	医療資源の少ない地域
	<b>40の二次医療圏</b>
離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域	離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の地域	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の地域
山村振興法第7条第1項の規定により振興山村と指定された山村の地域	
小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域	小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域
沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島の地域に該当する地域	沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島の地域に該当する地域
過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域	

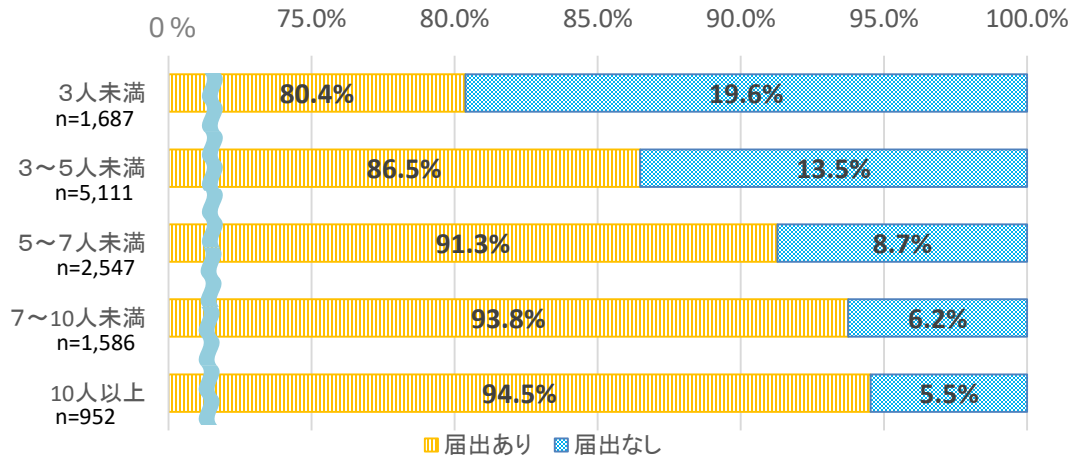
# 24時間対応体制加算の届出と利用者数の推移

○ 全訪問看護ステーションのうち、約88%が24時間対応体制加算を届け出ているが、規模が小さくなるにつれて届出の割合が少なくなっている。

■ 24時間対応体制加算の届出の状況(令和2年)

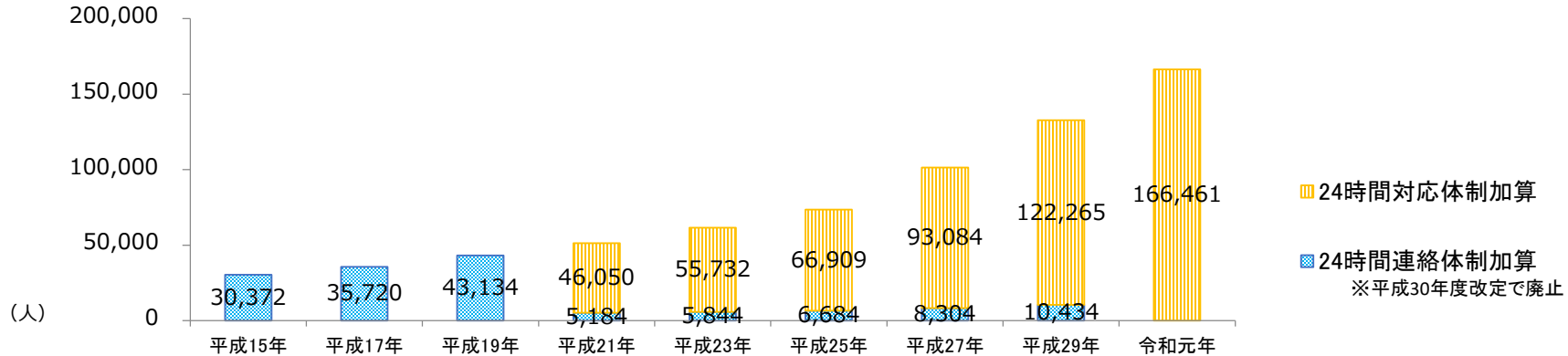


■ 看護職員規模別(常勤換算)の24時間対応体制加算の届出状況(令和2年)



【出典】各年7月1日の届出状況より保険局医療課にて作成 ※看護職員数が無回答の訪問看護ステーションは集計から除外

■ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算の利用者数(推計)



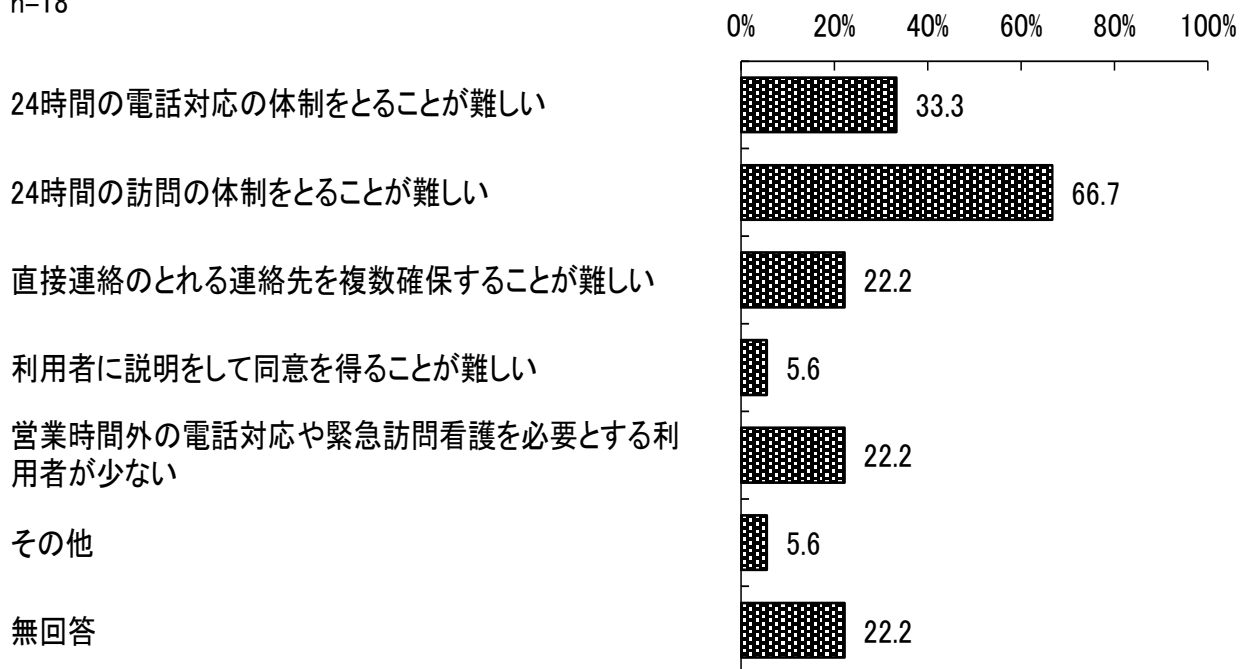
【出典】訪問看護療養費実態調査(各年6月審査分)をもとに厚生労働省保険局医療課にて作成(隔年)

# 複数ステーションによる24時間対応体制

○ 24時間対応体制加算の届出を行っていない理由では、「24時間の訪問の体制をとることが難しい」「24時間の電話対応の体制をとることが難しい」が多かった。

## ■24時間対応体制加算の届出を行っていない理由(機能強化型以外のみ)(複数回答)

n=18

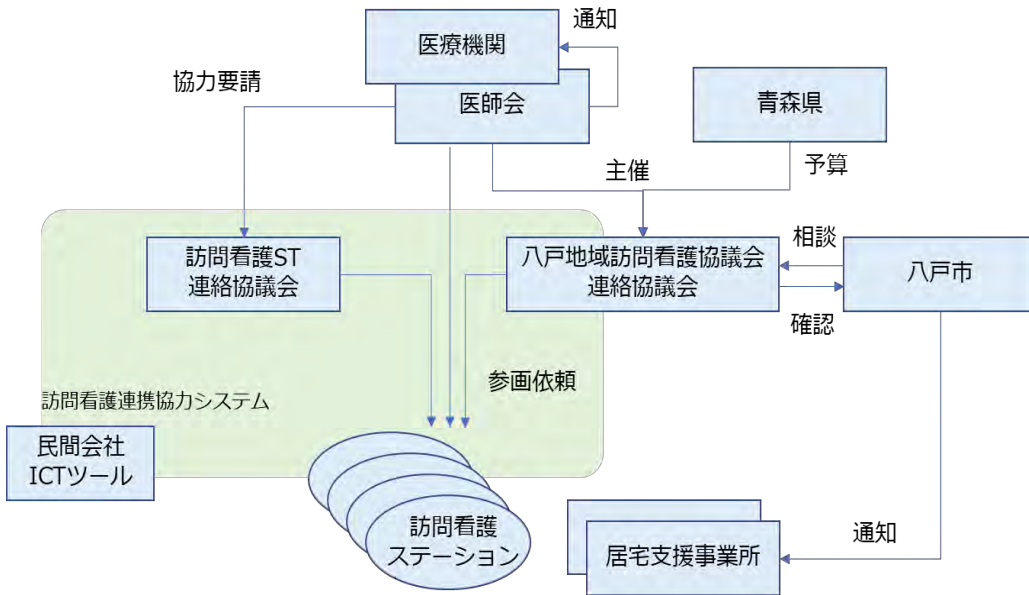


# 新型コロナウイルス感染症に備えたステーション間の連携 事例①

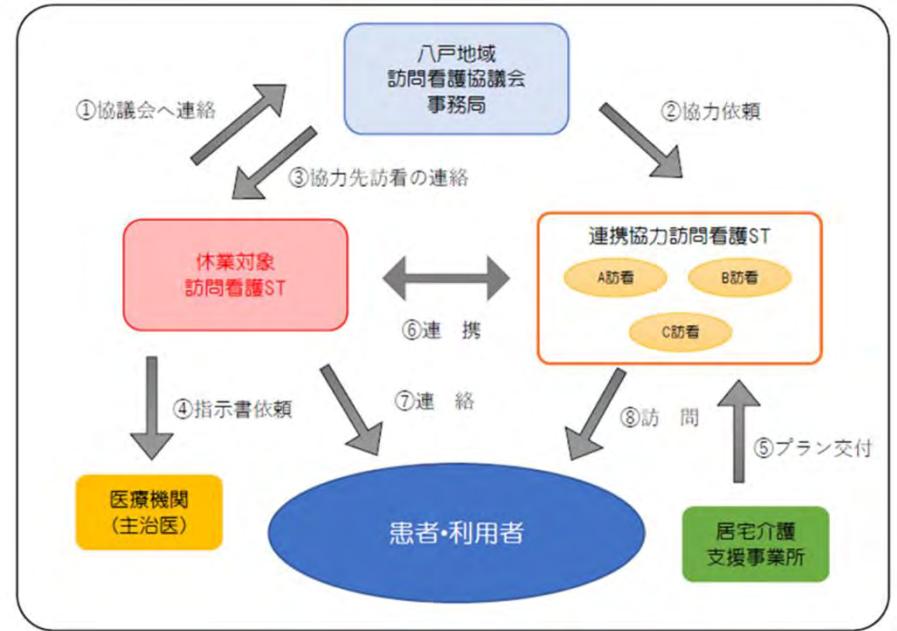
○ 新型コロナウイルス感染症の影響等で休業対象になった際は、八戸地域訪問看護協会事務局へ連絡し、登録している各訪問看護ステーションに協力を依頼して、ステーション同士で応援協力の調整をする体制を整備している。

## ■八戸地域訪問看護協議会の取組

- 医師会・地域訪問看護協議会・連絡協議会が一緒になって、関係各所に報告・連絡・相談をしながら連携を働きかけて体制を整備。
- ICTツールを活用し、患者情報の連携を容易にしていることに加え、必要に応じて自宅待機中の訪問看護師からビデオ通話でサポートを受けられるようにしている。



## ■連携の流れ



- ① 休業対象訪問看護STは八戸地域訪問看護協議会事務局へ連絡をする
- ② 八戸地域訪問看護協議会事務局より連携協力訪問看護STへ協力依頼をする
- ③ 八戸地域訪問看護協議会事務局から休業対象訪問看護STに受け入れ可能な連携協力訪問看護STの連絡が入る
- ④ 休業対象訪問看護STは主治医へ訪問看護指示書の依頼をする
- ⑤ 休業対象訪問看護STはケアマネに連絡をし居宅サービス計画を変更してもらう(事業所変更は“軽微な変更”で可)
- ⑥ 休業対象訪問看護STは連携協力訪問看護STに連絡をし訪問依頼・調整をする
- ⑦ 休業対象訪問看護STは患者利用者へ連絡をする
- ⑧ 連携協力訪問看護STによる訪問開始

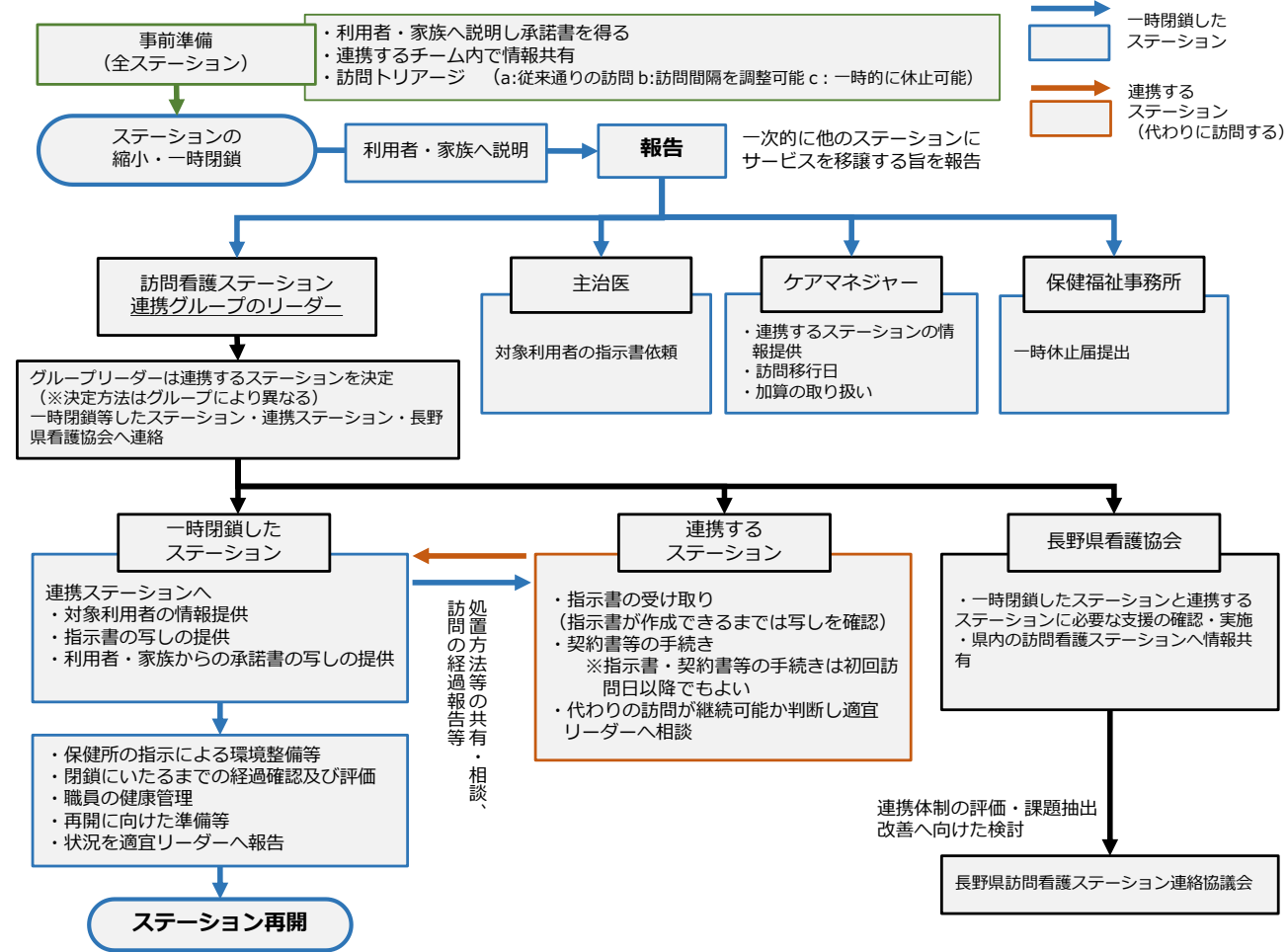
# 新型コロナウイルス感染症に備えたステーション間の連携 事例②

○ 日常的な連携をベースとして県内の訪問看護ステーションをグループ分けし、災害発生等により訪問看護ステーションを閉鎖、縮小することとなった際に協力し合う体制を構築している。

## ■長野県看護協会の取組

- 台風によって訪問看護ステーションの浸水被害が発生したことを受けて、災害時の現状や課題を検討するシンポジウムを企画、システム構築のきっかけとなった。
- 県内4ブロック(北信・東信・中信・南信)の中に近隣のステーションをグルーピングする形で、合計28グループを編成。ステーションを閉鎖したり、規模を縮小したりする場合には、所属するグループリーダーが代わりに訪問するステーションを決め、依頼をかける仕組み。
- 訪問看護ステーション同士、訪問看護ステーションと看護協会や協議会との日常的な連携をベースとして構築している。

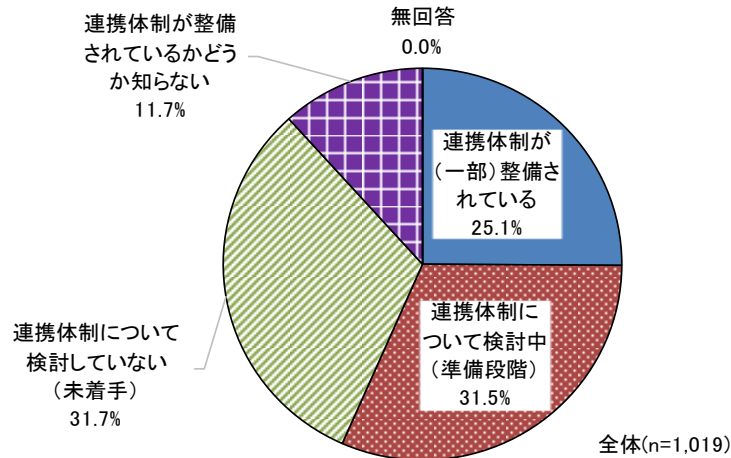
長野県訪問看護ステーション連携体制フローチャート



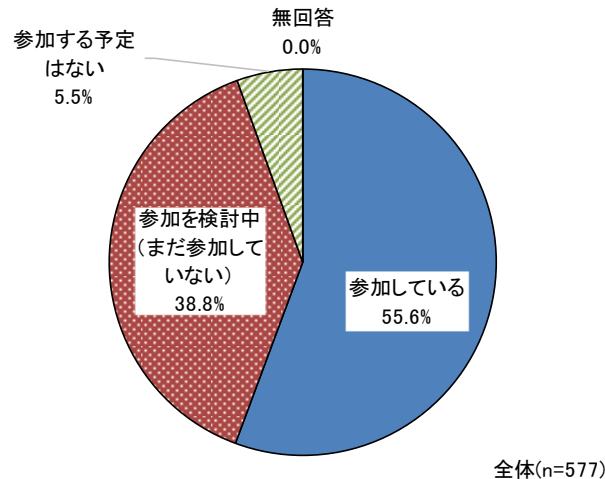
# 新型コロナウイルス感染症における地域の連携体制整備状況

- 連絡体制が整備されている又は準備段階にある地域における訪問看護ステーションでは、9割以上が「参加している」又は「参加を検討中」と回答していた。
- 連携又は連携の検討に参加している関係者は「訪問看護連絡協議会」が最も多かった。

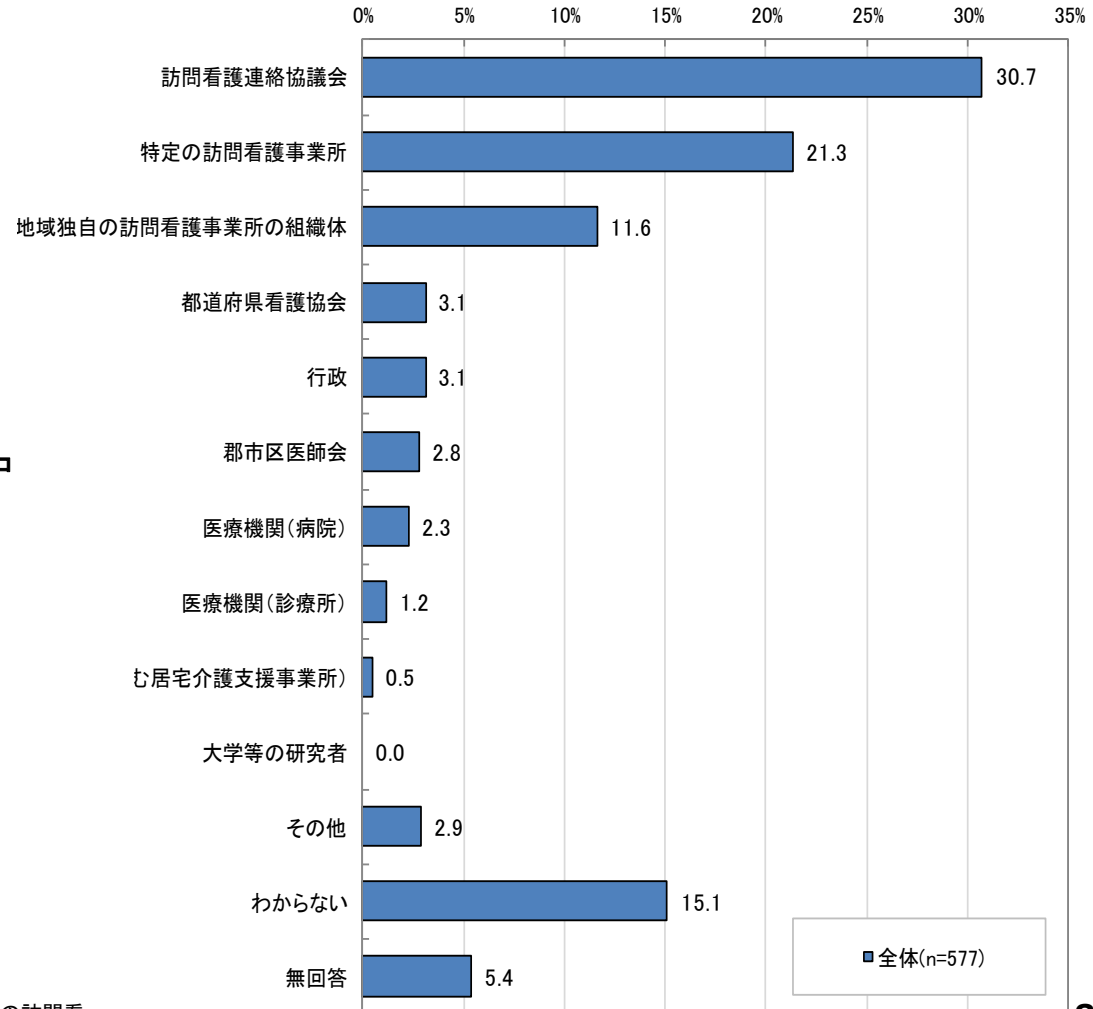
## ■地域における連携体制整備状況



## ■「連携体制が（一部）整備されている」「連携体制について検討中（準備段階）」を選択した事業所の参加状況



## ■連携または連携検討の調整の中心的役割を果たしている担当者



【出典】令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域における中小規模の訪問看護事業所の機能強化および事業所間連携の推進に関する事業」（令和3年1月調査）

# 1. 訪問看護の提供体制

## 1-1 有事に備えた提供体制の整備

① 24時間対応体制加算について

② BCPについて

## 1-2 在宅での看取りを支える提供体制の整備

## 1-3 機能強化型訪問看護ステーションにおける役割の強化

# 2. 利用者の状態に応じた訪問看護の充実

# 3. 論点

# 令和3年度介護報酬改定における対応について

- 令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害発生時において必要な介護サービスを継続するため、BCPの策定や研修の実施等が義務づけられた。

## 1. ② 業務継続に向けた取組の強化

### 概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### （参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成、必要に応じて更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

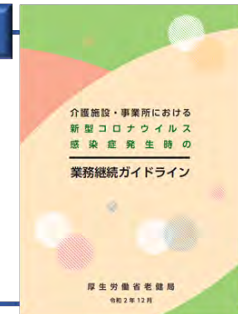
### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等

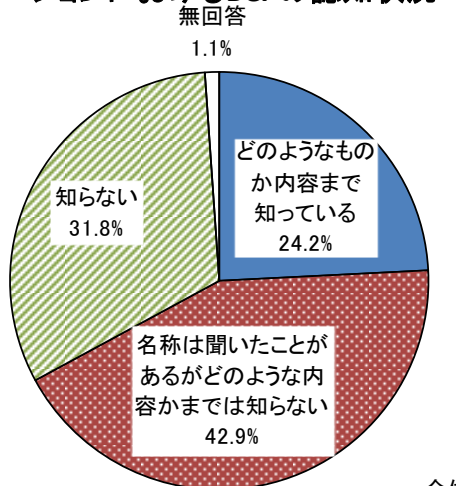




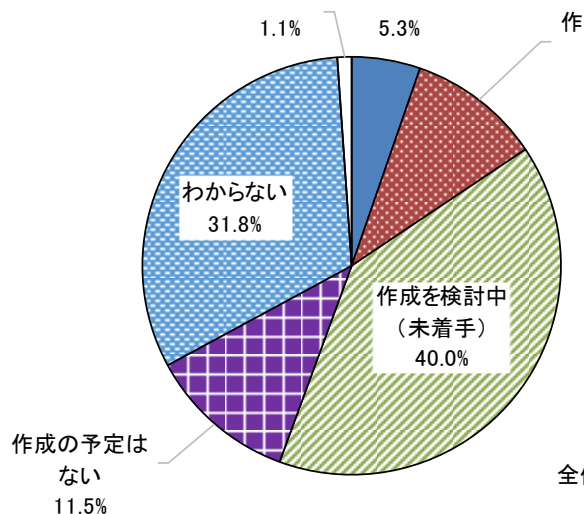
# 訪問看護ステーションにおけるBCPの作成について

○ 令和3年度介護報酬改定前の事業継続計画（BCP Business Continuity Plan）の認知・作成状況は以下のとおり。BCP作成にあたって、「近隣の事業所との協定締結の方法や内容」に最も困難を感じていた。

■ 訪問看護ステーションにおけるBCPの認知状況



■ 訪問看護ステーションにおけるBCPの作成状況



■ BCP作成にあたって困ったこと、困るであろうこと

